法律第四十九号）第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）第二十九条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第一の第一欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第二欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付	エネルギー管理士免状の交付を受けている者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）第二十九条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第一の第一欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第二欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。以下この表に

		第二種ボイラー・タービン主任技術者免状
九　［略］	一～七　［略］	一～七　［略］
	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けて	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けて
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

を受けた者に限る。以下この表において同じ。）又は技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者		第二種ボイラー・タービン主任技術者免状
九　［略］	一～七　［略］	一～七　［略］
	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けて	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けて
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

おいて同じ。）又は技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者		第二種ボイラー・タービン主任技術者免状
九　［略］	一～七　［略］	一～七　［略］
	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けて	八　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けて
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］